

## 第4回内ヶ谷ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場

### 議事録

日時：平成23年8月30日（火）10:00～11:00

場所：岐阜県庁4階 特別会議室

事務局（堂園河川課長）

それでは、定刻となりましたので、ただ今から第4回内ヶ谷ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場を開催させていただきます。私は今回進行を勤めさせていただきます県土整備部河川課長の堂園と申します。よろしくお願い致します。それでは初めに検討主体を代表しまして淵上副知事よりご挨拶を申し上げます。

淵上副知事

一言ご挨拶申し上げます。本日はお忙しい所ご参加を頂きまして、厚く御礼申し上げます。本来ですとこの検討の場には、今回の見直し作業の責任者であります知事が出席する予定でございましたけれども、ご案内のような事情で出席することが出来ませんので、この会におきまして、私の方で座長を務めさせて頂きたいと思っております。一言あらかじめお断り申し上げておきます。それから、これまでの流れをあらためてご紹介を致したいと思っております。

この検討の場は、県が施工致します内ヶ谷ダム、大島ダム、水無瀬生活貯水池の3つの補助ダムにつきまして、本県がその検討主体として、ダム事業の検証を行うよう、昨年9月に国土交通大臣から検証要請がなされたことを受けまして、昨年11月25日に設置を致したものでございます。構成員の皆様方におかれましては、第1回の検討の場以降、長い期間を費やしまして、専門的なご見地、あるいは各地元の実情等を踏まえまして、ご熱心にご議論いただきました。改めてこの場をお借りして厚く御礼申し上げたいと思っております。

これまで2回の意見募集や2回の住民説明会において頂きましたご意見を参考と致しまして、実現性やコスト、環境への対策など多面的な視点でご検討をいただき、前回の第3回の検討の場におきまして、内ヶ谷ダム建設事業と河道改修事業を現行計画通り継続するとの対応方針案を表明いたしました所でございます。そして、この第3回の検討の場におけるご検討と、その後の対応方針案の表明以後、県議会や関係市議会のご意見をいただきますとともに、6月から7月にかけて、関係市長への意見聴取を行って参ったところでございます。

本日は、これら意見聴取結果やこれまでの検討内容を踏まえまして、改めて内ヶ谷ダム事業の対応方針案につきまして、ご議論いただければ幸いと存じます。本日は、検討の場という形では、最後の会議でございますので、どうぞ忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げます。冒頭のご挨拶といたします。よろしくお願い致します。

事務局（堂園河川課長）

はい、それでは議事に先立ちまして、お手元にお配りしております資料のご確認をお願い致します。本日の議事次第・席次表、そして内ヶ谷ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場規約、そして、資料の1内ヶ谷ダム事業の検証について、そして資料の2内ヶ谷ダム事業に関する環境対策について、そして参考資料として、先日関係4市長へご依頼しました本検証に関する意見聴取への回答文書の写し、そして参考資料2、ピンクのこの冊子でございますが、国へ報告する最終的な形式の冊子でございます。資料で不足しているものがございましたらお申し出下さい。よろしいでしょうか。それでは、議事に入らせていただきます。

ここからの議事進行は、淵上副知事によろしくお願い致します。

#### 淵上副知事

それでは、前回のこの会議におきまして、内ヶ谷ダム検証の対応方針案は、内ヶ谷ダム建設事業と河道改修事業を現行計画通り継続する、と言うことで、とりまとめたところでございます。先ほどご挨拶でも申し上げましたが、この結果をもとに、関係市長への意見聴取を行って参りましたので、その意見聴取を中心に、前回会議から本日の会議までに行った、さまざまな手続きの内容について、事務局よりご説明をお願い致します。

#### 事務局（堂蘭河川課長）

はい、それでは、お手元に資料1をご用意下さい。資料の1の前半部分は、まさに前回のご説明内容と重複しておりますので、そこにつきましては順次端折りながら説明したいと思えます。まず、1ページめくって頂きまして、最初に、この内ヶ谷ダムの検証スケジュールについてご紹介してございます。これは最後に今後のスケジュールについてもご説明致しますので簡単に紹介しますが、昨年11月25日に本検討の場を設置致しまして、第1回目の意見募集を2月28日に、第2回目の検討の場、そして2回目の意見募集の後6月10日の前回の検討の場において対応方針案を決定しました。そしてその後、関係の市議会、県議会への説明、関係地方公共団体の意見聴取を行いまして、本日8月30日、第4回の検討の場にこぎ着けているという事でございます。次のページをお願いします。

対策案の立案経緯、これも前回、前々回、詳しくご説明した所ですので、簡単に申し上げますけれども、左から右に向かって説明します。左が国が示したダムを含め、ダム以外も含めた26の方策案について第1回の意見募集38件の意見をいただき、有効ではないかというご意見が多かったものから8つ抽出したものを、ダム以外、遊水地・河道の掘削、一番下水田等の保全とございますけど、8つの方策案をまず抽出いたしまして、この組み合わせについて5つの対策案を作成いたしました。

簡単にご説明致しますと対策案1というのが現行の案でございまして、内ヶ谷ダムを建設し、そして河道の掘削、必要な箇所について嵩上げ、樹木伐採等々を行うという現行案です。対策案の2が、（二重丸）が河道の掘削に付けておりますけれども、河道の掘削を最優先して、足らざるものを他のものを組み合わせた。なおダムをやめるとというのが、対策案2~5でございまして、ダムをやめると同時に、直轄管理区間について流量増になってしまうものを相殺するために、57haの国施工の遊水地がいずれも必要になるという事で、案の2~5まではこれが全て入っております。案の3が、県が河道の掘削よりも県が施工する遊水地を優先する案で、24haの遊水地を県が施工するのが対策案の3です。対策案の4は、水田を最大限に活用するという事で、県管理区間の流域にあります83km<sup>2</sup>の水田を15cm嵩上げすることによって、ダムに相当する効果を残すもの。そして最後対策案の5は、県施工の遊水地8ha水田は30km<sup>2</sup>でございまして、板取川の合流点から下流は、平地が広がっておりますので、県施工の遊水地8haを作り、そして板取川の上流側については山間の河川の沿川になっております、これについては水田を最大限活用し30km<sup>2</sup>、この様な組み合わせの案というものを提示しました。次お願いします。

4ページからは、各々の案について、改めて地図とそれから事業費について紹介しております。こちらは割愛させて頂きます。前回の説明と同じでございまして。次、河川に必要な水の確保の対策案ということで、国が示した14の方策案に対してですね、抽出した方策案とし

ては、ダムが 60 万 m<sup>3</sup> の容量を持つという事で、同じく 60 万 m<sup>3</sup> の容量を持つ、河道外の貯留施設を建設した場合という事でこれを比較しました。各々の効率の一事業費等につきましては、次のページ以降に述べてございます。

そして、こういった案につきましてですね、どの様な説明を行い、どの様な意見が集まったのかというのが、4 の意見募集の所でございます。意見募集ということで、第 1 回目は昨年の 11 月 26 日から 30 日間の意見募集、2 回目は本年 3 月 15 日から 50 日間の意見募集を行い、そして第 2 回の意見募集期間中に、一般向けの意見説明会として第 1 回目の 4 月 7 日関市・参加者数 110 名、第 2 回目は 4 月 21 日郡上市・参加者数 180 名を集めましての、募集説明会等々を行ったと。第 1 回目の意見募集は 38 件の意見が集まり、第 2 回目の意見募集と一般説明会を併せて 111 件の意見が提出されたという事でございます。この頂いた意見につきまして事務局でどの様な作業をしたのかという事を簡単に説明してございますが、111 件の意見が第 2 回意見募集と説明会で集まったのですけれども、お一人の方でも複数の意見を提示された方もいらっしゃいましたので、これを種類別に分けると 267 の意見に分類することが出来ます。この 267 の一つ一つの意見に対する県の考え方それをどの様に評価に反映させたのか、あるいはその棄却したのかという理由を含めて、前回第 3 回目の検討の場でご説明申し上げましたし、また、同日付けで河川課のホームページでも公表している所でございます。次お願いします。これもおさらいですけども、どの様な意見が各々のその評価分野に対してなされたのか。

安全度につきまして賛否両論、その代表的な意見を掲載してございますが、安全度については、一番上ですけども、広範囲にわたって治水効果を発現するダムの実証をお願いします、という様な意見。これについては、県としてはですね、実際内ヶ谷ダムの流域には、過去の大水害が発生した時のいずれも非常に強い降雨の実績が認められるという事から、ダムというのは数値計算上も有効なんですよという事を説明してございます。また 2 番目、近年のゲリラ豪雨に対して、ゲリラ豪雨はどこに降るのか分からないということであるので、ひょっとしたらダムの流域以外に降るかもしれない。その事については面的に広くひろがっている水田貯留に有用性が認められるのではないかと、こういうご意見がございましたので、その点を踏まえた評価とするという事で、この有用性は認めた評価になってございます。また、想定外という事が無いようにして貰いたいと、すなわち超過洪水や想定外の雨に対して、ダムだけでなくハード・ソフトの両対策を行って欲しいと、ここらへんについては随時、県としてそうして参りましたが、今後もその様に行って参ります。というようなことを回答してございます。

次にコストでございますが。建設コスト実現性を考えるとダムと河道改修案が最善だというご意見がございました。また、特に遊水地についてはですね、非常に専門的な観点からの意見もたくさんございました。その中の代表的なものとして、遊水地の土地を全て買収費用として計算しているけども、これは地役権設定というのを行うことによって、予算をだいぶ下げる事が出来るのではないかとというようなご意見がございました。これにつきましては地役権というのは、民法の第 280 条に、他人の所有する土地を自分の土地の利便性を高めるために利用出来る権利と、いうように定められておりまして、分かりやすくいうと田んぼは田んぼのまま使って頂きながら、いざという時は遊水地に使わせて下さいねと、条件を受け入れて貰えることによって、その補償費として土地代のおよそ 30%を支払うというような方法でございます。これは、全国的にも事例がございましたが、ただ今回はですね、非常に遊水地が広いという事、そして具体的にこれを、本当に地役権設定出来るのかという事については、地元同意が必要だとい

う事から、数値計算上は全て土地の買い上げという事にさせて頂きました。しかし、仮に土地代を30%しかかからなかったと見込んでも、遊水地案の方が現行案よりも安くなる事はないという事は確認をさせて頂いておりまして、その旨説明会でも説明させて頂いております。

また、耐用年数と維持管理費用、建設費用を考えるとダム費用は大きいと、要するにダムは非常に高いのではないかと、このご意見があった訳ですけれども、これにつきましては、建設費、補償費、維持管理費全ての費用を見込んでの比較評価ということで、ダムの事業は高いと感じる方にも、それ以外の対策案は更に高くかかるといふ事を説明してございます。

次は、実現性についてですけれども、実現性については、ダムは用地買収済みであるため、ダム完成が最善策ではないかというご意見、また遊水地は地元の同意が得られない可能性が高いのではないかというご意見、そして水田処理に関しても、水田所有者の全てから同意を得る事は現実的ではないんじゃないかと、一方森林の整備については、先遠い将来を見据えてですね、しっかりやっていくべきではないかと、こういうご意見があった訳でございますけれども、それぞれ頂いた意見を踏まえて、評価に盛り込んでございます。

森林に関しては、右側の一番下に書いてありますけれども、これ以上の森林面積の拡大が、現実的に困難であるという事、そして森林の調節効果も今以上に上げるための現実的な手段がないという事から、その森林の調節効果については今回の検討対象としないという回答をしてございます。次は持続性ですけれども、こちらも同様に、水田貯留に関してはそこに水を貯めるという管理を水田の所有者に委ねるといふ事から、将来に渡って持続的にそういった事が確保出来るのか不安であるというご意見。

そしてダムについては、どんどん砂が溜まっていくので、100年以上たつと計画上の持続性がないんじゃないかというご意見がございました。これにつきましては、持続性についての水田貯留の不安という事は、その点を踏まえて評価してございますし、またダムについて、堆砂の除去とか堤体のメンテナンスこういったものは、ダムには必ずつきものでございまして、100年分の堆砂を見込んでおりますけれども、それ以降の事につきましては、適切な維持管理を行う事を前提に評価を行う、という事で回答してございます。

次が柔軟性について。柔軟性は将来のいろんな不確定要素に対して、事業を少し拡大した方がいいんじゃないかという様な事に対して柔軟に対応出来るかという風な事ですけれども、遊水地の位置は限られるために、柔軟に遊水地を増やしていくという事は、なかなか無理があるのではないかという様な意見、そしてダムの堆砂について伺うほか、想定外の洪水に対して遊水地の拡大、整備、水害のその被害補償制度の確立、こういったものを考える事がむしろ柔軟性という意味では重要じゃないかと、そう言ったご意見があった訳ですが、遊水地に関してはさっき申し上げた通り拡張は困難でありますし、地役権設定等につきましては地権者の協議、いろんなものが必要だという事で、そういった困難さというのを踏まえた評価とする。

またダムについての堆砂量についても100年は見込んでおりますし、100年間に関して影響はないこと、そして想定外の洪水あるいは補償制度確立、こういったものについてもですね、想定外については先ほど申し上げました総合的にやっていきますし、補償制度については、洪水被害を防御するものではないため、今回の検討対象にはしないという事で、お金を保険で例えば払えば、家が水に浸かってもいいのではないかという考え方は、今回は対策を考えるという事でやっておりますので、これについては採用していなかった。と答えております。

次に地域社会への影響という事で、これにつきましては、ダム貯水池が新たに生まれる訳ですが、これが生まれると川への愛着がなくなって、地域と川の関わりが薄くなるんじゃないかというご心配もございました。これにつきましては、ダムにより新たな水辺空間を創出されるという事、川のふれあいの形態を変化する、新たな繋がりが出来るものとする。という風にプラス面で回答してございます。これは、当然全国ダム貯水池はたくさん出来上がった訳ですけども、その後人間の活用という観点ではですね、全国的に様々なダム貯水池活用方策が組み込まれておりますので、自然に与える影響については、後ほどまた別途ご説明申し上げますけれども、人間とそのダム貯水池との関わりという意味ではですね、全くその関係が閉ざされてしまうという訳ではないんです、という事を答えております。

最後に環境についてですけども、環境については非常に意見がたくさん集まりました。ダムから水を放流した時に濁った水が流れて、生物へ影響を及ぼすのではないかと、いずれにせよダムが一番環境に与える影響は大きいだろうとかですね、ダム湖と残った山の混合林化による新たな美しい環境に期待するとか、こういったご意見があったという事でございます。これにつきましては、個別には次のペーパーで説明しますが、いずれにせよダムによって水環境・自然環境に対して少なからず影響はあるという事は十分認識した上で、その点を踏まえた評価をします、というように回答してございます。その結果としての（マル）×（バツ）表というのが、これは前回詳しく説明した所ですが、以上のページでございまして、見て頂きますとコスト面では維持管理等、建設費を足し算をして、ダムとかの代償が一番安いと、それよりもいずれもかなり高めになってしまうという事、そして実現性と地域社会への影響では、事業がある程度進捗しているものに比べれば、それ以外の案は今からの調整事項になり軒並み×が現れますし、環境への影響という面では少なくともダムよりはですね、他の案の方が環境に与える影響心配は少ないだろうという事で、他の案の方に優位性が認められている、という事で が付いているというのが前回の説明でございます。次のページお願いします。

河川に必要な水の確保の対策案の評価、こちらにつきましても、同様でしてコスト比較をするとダムの方が、新しく河道外貯留施設を作るよりは、はるかに安くなるという事、それから実現性・社会の影響については、現行案が進んでいる分だけ、河道外貯留案には×が付いていますし、環境への影響という意味では、ダムよりは川の中に直接ものを作らない河道外貯留施設に優位性があるという事で、そちらに が付いているという事でございます。

この様な説明をですね、前回の第3回の検討の場以降、県議会・関係市議会へ説明をして参りました。日にちをまとめてございますが、県議会に関しては6月22日、6月県議会の議案説明会にて全県議に対し説明を行いました。7月4日に同じく土木委員会において説明を行いました。また市議会等につきましては、6月20日に美濃市議会の全員協議会、6月24日に郡上市議会の全員協議会、6月27日には関市議会の全員協議会にてそれぞれ説明をしております。またですね、郡上市議会の中の要請を受けましてですね、ダムの建設地点の下流地域において、地元住民の説明会をもう一回だけ開いて下さいという要請がございましたので、再度公民館に集まって頂いて、地元下流の方々に対する個別の説明の場というものを設けてございます。そちらも後ほどご報告致します。

この様な説明の中でどの様な意見が述べられたのかというのを簡単にまとめています。まず県議会における意見という事では、主な意見として3.11の東日本大震災が起きた後ということもございましたので、内ヶ谷ダムに発電は付加出来ないのかというご意見、そしてその発電

を付加するというような可能性について、再度県からですね、電力会社に問い合わせたらどうかというご意見、そして、住民説明会ではダムの慎重派や反対派の意見が多かったと聞いているため、そういった意見も評価の中にちゃんと取り入れて下さいよ、というご意見。そして県財政が逼迫している中、本当に予定通り財政を出動して進めていくのかというご質問、こういった事がございました。次は関係市議会の意見で美濃市議会につきまして、6月20日ですが主な意見としては、市内の長良川沿川は浸水被害が多く、浸水をなくすことが市民の第一の考えなんだという事、それから近年は異常気象が相次いでおりますので降雨傾向を見ると、平成16年の豪雨災害を超えるような雨が生じることも十分考えられる、早急にダムを建設してほしい、というご意見が市議会から頂きました。

次に郡上市議会ですけれども、郡上市議会でも発電の話がかなりございました。せっかくダム建設をするのであればダムの高さを上げてでも発電を付加したらどうかという話。そして、河道の浚渫と堤防の嵩上げで十分対応できるのではないかと個人的には思っているというようなご質問ですね。これにつきましては、数値を用いてご説明申し上げましたけれども、そしてダムを造るよりも、自然を育て、森の貯水力などの自然の機能を発揮させる方が、長い将来を考えると、有効な対策ではないかというご意見がございました。

次に郡上市から要請を受けて行いました、郡上市八幡町の亀尾島地区における地元説明会、公民館で行われた説明会でございます。参加者数は25名でございます、意見としてはダムに発電施設を設けるなどして内ヶ谷ダムを複合的に利用出来ないかというご意見。そして、取り付け道路工事で自然環境が損なわれているんじゃないかと、そしてダム工事に着手となればこれまで以上に環境が損なわれる懸念があると、地元としてやはり亀尾島川の環境を気にしていますよというご意見。

これにつきましては、今後の対策も含めてご説明申し上げました。また、東日本大震災の様な大規模な災害に鑑みると、洪水に対してダムだけで対応すべきではなく、避難対策など総合的な対策を進めていくべきである、というご意見がございました。そして関市議会でございますが、こちらでは平成16年の災害で多くの家屋が床上浸水となった。そういった経緯もあり、長良川の流量は大変心配であるという事。そして地域振興に関しては、水田貯留案が中山間地で農業を維持していくため役に立つかもしれない。すなわち水田貯留は高いという事で、今回現行案には劣るというような総合評価をしたわけですが、それに対してですね、水田の振興・水田のその維持管理・振興というものは、中山間地にとっては役に立つ一面もある、というご意見を貰いました。

そして最後に4市長からそれぞれですね意見聴取という事で公文書に於いてご意見を賜っております。公文書は別途席上に配布してございますが、いただいた4市長からのご意見を、これは全文読み上げたいと思います。

まず最初、郡上市長からのご意見、「検討作業の結果として、内ヶ谷ダムの建設と河道改修を組み合わせる案(基準案)が他の代替案に対して優位であるとする結論に対して異論はなく、内ヶ谷ダム建設事業と河道改修事業を現行計画通り継続するとの対応方針に賛同します。

当市では、度重なる長良川の氾濫により家屋浸水被害や行方不明者が出るなど甚大な被害を被ってきました。流域の地域住民からは安心安全な生活ができるよう水害防止対策についての強い要望を受けております。本検討作業で示された対応方針に沿って早期確実な水害防止対策が講じられるよう強く要望いたします。基準案(ダム建設+河道改修案)は、他案に比して

環境への影響に関してマイナスの要素があると評価されたところですが、郡上市にとって豊かな自然環境は貴重な財産です。専門家の方々の意見を聞くなどして、環境への悪影響が最小限となるよう配慮して適切な措置を講じていただくよう要望いたします。なお、基準案が治水効果を発揮する亀尾島川合流点より上流の長良川沿川地域の洪水防止対策についても引き続き対策を講じていただきますよう要望いたします。」

次が美濃市長から頂きました公文書の回答でございます。「洪水被害をたびたび受ける美濃市にとって、その解決に向けたダム建設事業と河道改修事業を組み合わせた現行計画を継続することを強く要望するとともに、早期完成するよう努力願いたい。」

次に関市長からの公文書の回答でございます。「内ヶ谷ダム事業の検証における対応方針案に賛同いたします。尚、ダム建設にあたり、河道改修等市民の安心・安全に配慮したダム建設事業を推進していただくようよろしく願います。」

最後に岐阜市長からの公文書による回答です。「対応方針案について、特に意見はありません。申入れとして、本市の長良川沿線には、人口や資産など集積しているため、一層の治水安全度の向上に努められたい。長良川の清流や景観は、後世に守り伝えていかなければならない貴重な財産であるため、河川環境への十分な配慮に努められたい。」事務局からの説明は、以上でございます。

淵上副知事

どうもありがとうございました。それでは前回の検討の場において、郡上市長から環境対策に対してご質問があり、また今ほどご紹介ありました意見の中での、環境への悪影響が最小限となるよう配慮して適切な処置を講じて頂くよう要望いたしますとの話と、岐阜市長さんからも河川環境への十分な配慮という事がございましたので、これにつきましては、別途資料2で後ほど事務局の方からご説明申し上げますけれども、まずはそれ以外の点についてですね、ここまでの説明についてご質問ご意見があればよろしく願います。

岐阜副市長

じゃ、よろしいですか。

淵上副知事

どうぞ。

岐阜副市長

岐阜市でございますけれども、公文書でも市長名でご回答させて頂いた様に、岐阜市と致しましては、実現性や安全度などが高く評価されております現行案で特に問題がない、というように判断をしております。これも公文書と重なりますが、長良川にある意味全て頼っておりますし、あるいは長良川に面しておりますので、その長良川の水位上昇というのが、たとえば私どもの内水の氾濫にも結びつくとかございますので、是非一層の治水安全度の向上をお願いしたいというように思います。よろしく願います。

淵上副知事

他にございませんでしょうか。どうもありがとうございました。それでは、次に先ほど資料2に続きまして、環境対策についての資料を用意しましたので、ご説明お願い致します。

事務局（堂園河川課長）

はい、お手元でございます資料の2をお開き下さい。1ページ目ですけれども、環境に対する考え方というのを、法的にどう位置づけになっているのかを簡単にまとめてございます。ま

ず、環境影響評価法、通常環境アセスメント法と呼んでおりますが、こちらでは湛水面積が75ha 以上のものは、この法律に基づいて環境のその評価を行いなさいというように決めがございます。これにつきまして内ヶ谷ダムはですね、湛水面積 46ha という事で 75ha に満たないんですけれども、従来から県の独自の判断としてですね、環境影響評価法に準じた項目について、調査・予測・対策を行うという事で、水質、動物、植物、生態系、景観、廃棄物等々につきまして、これまでもそのデータをですね整備しつつ評価を行ってきております。次のページをお願いします。

具体的にはそういう取り揃えられたデータをですね、中には希少種を扱うようなデータもございますので会議としては公開ではなく非公開で行っておりますけども、内ヶ谷ダム環境影響検討委員会という委員会を設置致しまして、森林環境、鳥類、魚類、自然環境に関する4名の専門家を、県から任命させて頂きまして、ご意見頂きながら、そのとりまとめを行って影響評価を行っている所でございます。そして、ダムによる自然環境等への影響や回避低減を目指すための具体的な提言をこの専門家から頂いている所という事でございます。その中身が何なのかという事で前回簡単にですね、動物魚類について各々ダムの中であるメニューについてご説明しましたけれども、その中で郡上市長の方から、その様なメニューまでであるのであれば、それにいったい幾らぐらいのお金がかかるのか、またそれによって類似の、その以前のダムについて効果は実際あったのかという事を説明して下さい、という事が宿題になっておりましたので、そちらについてご説明致します。

まず具体的な環境対策の一つ目として、動物ですけれども、動物の移動を可能とするため貯水池水面付近にステップの設置、そして小動物の周辺の樹林への放獣、それから人工のですね巣の設置、こういった事による生息環境の確保というのを行って参りたいというように考えております。後ほど、全ての事業費の足し算は申し上げますけども、たとえば魚類に関してはですね、調査をするために1700万円、そして対策を実際この様に対策を講ずるために2000万円、希少種の移動放流に関しましては、人間が魚や、動物を捕まえて移し放流するわけですけど、こういった事についても計上してございます。後ほど、まとめて説明申し上げます。

魚類につきましては、ダム貯水池での生息が困難となる底生魚類などダム上流域への移動放流及び生息場所の確保、産卵床の造成、また浅い淀みや水生植物の確保など、稚魚が生息可能となる自然繁殖に適した水域の整備、こういったものを行うという事で、下に簡単に写真が付けてございますけども、魚を確保して、それをその魚の住みやすい所に放流すると、こういった事は地元のご協力を含めてですね、イベントとして実施をしたり、専門家がきちりついて確保して行ったりとこういった事を今後やっていきますよ、という事でございます。

次のページですが、猛禽類ですが、実際この内ヶ谷ダムの流域にはクマタカが生息している事は確認されておまして、クマタカの生息と繁殖に配慮した工程及び工法の選定。具体的にはクマタカが卵をかえして、一番その敏感な様な時期にですね、大きな音を出すような工事をずらす様な工程をひくと、まあこういった事でございますけども、継続的な定点観測の実施、工事の影響を低減させる取り組み、これは音を徐々に大きくしていく、いきなり大きな音を出さないなど、そういった細やかな配慮ですが。あと人工林の間伐等によるハンティングエリアの確保という事で、クマタカは上からですね、降りてきてほ乳類を確保するためには、ある程度、そのクマタカが狩りをし易い環境というのが必要になります。このためには、その人工林の間伐が有効だという事で、こういった事も行っていく事だと思っております。



次に植生ですけれども残土処理場の予定地、そしてダム建設予定地の掘削表土を利用した、ダムの掘削法面の残土盛立法面の緑化という事で、その土地固有の在来種の植生を助けるという対策でございます。貴重な植生のダム貯水池外への移植という様な事も考えております。

こういった物をすべて組み合わせますとですね、概略、概算ですけれども約3億円から4億円の費用が必要だと、その中身はですね、調査検討から実際にその保全をする対策、そしてその事後のモニタリング、これを全て含めてですね、過去のそのダムで行われたいろんな対策についての類似例をとりまして、概ねこれ位かかるんじゃないかというのを算定した結果3億円から4億円と、すなわち3億から4億というお金をですね、ダムのその事業費と維持管理費に足しましても、先ほどご紹介しました遊水地なり水田貯留というような方策に対しては、遙かにあの金額のひらきがございますので、それが逆転するには至らない。という事でございます。

なおその実際この様な対策をした時に効果があるのかという事については、まあ過去の事例を見てみるという事が一つの参考になるかという事で、徳山ダムと丹生川ダムの事例を付けてございます。まず最初に徳山ダムですけれど、魚類につきましては、魚類への主な対策として平成13年から18年にかけてアジメドジョウ9,373個体、アカザ1,166個体、カジカ378個体の移動放流を実施しまして、そして平成20年5月から徳山ダムの運用を開始したわけですが、それ以後の確認によりまして、このアマゴ、イワナ、アジメドジョウ、カジカなど、ダム貯水池の上流において生息、再生産、卵がちゃんとかえって大人になっているという事を、その専門家を含めて立ち会って確認をしております。この時に、この徳山ダムのこういった移動放流のご指導を頂いた先生に、この内ヶ谷ダムの魚類に関する専門家として、先ほどの検討会の中に加わって頂いているという事でございます。

次に猛禽類でございますけれども、丹生川ダムにつきましては、同じくクマタカが、生息しているという事で、これまでもそれに注意しながら工事を進めて来たわけですが、今本体工事は、ほぼ終わりました、この秋から試験湛水を開始する。この注意しながら工事を行ってきた成果としてはですね、猛禽類の育雛(いくすう)という様な、雛をかえして育てる、この期間中の工事施工を中断しました。そして工事再開時に、その猛禽類の慣らし、工事の音を小さくから少しずつ大きくして行って、音にはビックリしない様な対策をしております。現在までの状況としては、平成16年から基礎掘削工事等々始めているわけですが、平成17・18・20・22年度この繁殖に成功している所で、雛がかえって巣立っていったという事で、丹生川ダムの事例を見ますとですね、工事期間中に、こと更にですね、猛禽類がその繁殖が出来なくなるといった事はないような工事のしかたが出来たという事がまず実績としてございます。そして施工内容に係わらず周期的に、繁殖を行っているというような事で、この時にしたノウハウがですね、今回の内ヶ谷ダムにも活用出来るのではないかと、これも同じくこの猛禽類についてのご指導頂いた専門家の方に、今の内ヶ谷ダムの環境委員会の検討委員会のメンバーに入って頂いて、ご指導頂いている所でございます。

最後、植生でございますけれども、これは徳山ダムの事例ですが、平成8年から平成22年までの間に、植物の重要な種23種、約4,500株の移植を実施しています。そして原石山の植生の回復が図れるよう各小段に表土の撒きだしというものを実施しておりまして、現在までの状況ですが、移植対象種23種のうち20種については定着を確認されています。それで表土撒きだしを実施した小段においては、ブナの自然林の標微種及び識別種を初年度より確認しているという事で、確認途中経過ですけれども、23種のうち20種については、うまく定着したという

ような事が実績としてございます。こういった事につきまして、県内で行われたダム事業の実績、そしてそれに携わった方々のご協力を得ながらですね、環境に最大限配慮をしながら、内ヶ谷ダムについても環境対策を行っていく所存でございますので、以上、ご報告と致します。

淵上副知事

はい、どうもありがとうございました。ただ今のご説明につきまして、ご質問ご意見ある場合よろしく申し上げます。

郡上市長

はい。

淵上副知事

はい、どうぞ。

郡上市長

2ページ目ですね、動物の対策の中にある、貯水池水面付近のステップの設置と書いてございますが、これは具体的にはどんな事なのでしょうかとこの事をお教え頂きたいと思います。

それともう一つ、ハンティングエリアの確保、猛禽類のハンティングエリアの確保という事で、人工林の間伐等とこう書いてございますが、これはたとえば実際には、どの程度の規模の間伐等が必要なるという、現段階で、もしお分かりになったら教えて下さい。

事務局（堂蘭河川課長）

はい、まず最初のご質問の、ステップの方ですけども、ダムにはダム貯水池、水面が新しく出現する訳ですけども、その水面が、今まで沢の状態であった川であれば、小動物でも石を飛び越えるなどして、左右に容易に渡る事が出来たものが、そこにある程度の広さを持つ、貯水池、長さ方向としては2km位ですけども出来ますので、その移動がし易いようにという事で、ダムの湖面近くですね、動物がその足場になるような、そういうステップをぐるりと付けるということなのですが、これにつきましては、まず調査費用として、100万円そして、ステップの設置費用として5000万円、そしてその事後の本当に動物がそこを使ったのかというモニタリングについて1000万位の事業費という事で考えております。

そしてハンティングエリアの確保という事ですけども、これは専門家の話を聞きながら実際やってみないといけないんですが、間伐を仮にしていけない様なですね、もう完全に森で覆われているような、木で覆われているような所は、たとえその木の根っこの方に小動物が移動していてもですね、上からこう飛び降りる、降下して行ってそれを捕まえるという事を行うクマタカにしてみると、全く餌がとれなくなるわけですね。でそうなるとその餌を採る場所というのは、水を飲みに来る、ダムの湖面に水を飲みに来るその僅かな隙を狙って捕まえるしかなくなっていく事で、要するに十分な餌が採れなければお腹をすかしてしまって、特に幼鳥は飛ぶのがへたくそですので、最初のうちはある程度その良好な狩り場がないとですね、育てて巣立って行ってくれないとの事から、幼鳥の生息に対しても非常にこういう、狩りのし易い場所、確保してあげる事が重要でしょうということ、その中の一つとして間伐をしっかりやって貰えば、そのクマタカ一羽がその間を狙って降りてまた空に上がっていく、スペースがあれば十分狩り場の確保になるでしょうと、というような事で考えてある訳ですけども、これにつきましてはお金としてはですね、まだ具体的な数字は出ておりませんで、今後相談しながらやっていこうというように考えてます。

それで3億から4億円というように申し上げましたのは、今申し上げた森林のその伐採についてのお金は入れてない状態で、3億2400万という数字が積み上がってまして、それに  
ある程度このお金がまあ数千万加わると仮定して、4億円位になる可能性があるという事で、  
さっきの3億から4億と、他の所のそのコスト縮減とプラスの効果を見込んでですね、そう  
いう事で申し上げました。いずれにせよ、他の逆転するほどのですね、大きな対策案に膨らむ  
事はないと、という意味で紹介してあります。以上です。

淵上副知事

はい、よろしいでしょうか。

郡上市長

はい、分かりました。

淵上副知事

他に、ございませんでしょうか。

藤田教授

よろしいですか。

淵上副知事

はい、どうぞ。

藤田教授

今お話しになられたステップの事なんですけれども、まあそういった事例っていうのはござ  
いますか。あまり私聞いたことがなかったもので。

事務局（堂蘭河川課長）

専門家の方からは、事例は小規模だけどもあるという風に聞いていまして、ちょっと私はど  
の場所かというまでは確認しなかったのですが、浮島形式もあるとかといっていましたけ  
ど、あるいは固定形式ですね。水面がある程度安定しているダムに関しては固定形式で、足場  
を作ったと。

藤田教授

ダムですと通常水位変動はかなり激しいですので、まあ移動経路をきちっと確保してやらな  
いといけないという事は、ミティゲーション上、非常に大事な事であると思っていますので、  
現在どういう形で移動しているかという、そういったですね調査がなされているということが  
重要だと思います。これは移動経路に限らず環境影響を評価する場合非常に重要で、これま  
でもいろいろやられているけれども、事前のデータがあまりないという事で、予測をして結果が  
出てもですね、それがなぜ違ったのかという事が、よくわからないという事がいわれています。  
徳山ダムはかなりですね、工事前あるいは工事中、非常にたくさんデータがとられて、非常に  
希少な例だというようにいわれていますので、そういう所も参考にして頂けたならですね、し  
っかり進めて頂ければいいのではないかなと思います。

淵上副知事

ありがとうございました。他にございませんでしょうか。それでは、無いようでございます  
ので、本日お配りました、県議会や関係市議会、関係市長への意見聴取結果などを踏まえて、  
改めて内ヶ谷ダム事業の検証につきましては、本検討の場の対応方針の案といたしまして、内  
ヶ谷ダム建設事業と河道改修事業を現行計画通り継続するという考え方でよろしいでしょ  
うか。お諮りいたします。

(異議無しの声あり)

それでは、その様に取り扱いにさせて頂きたいと思えます。どうもありがとうございました。  
続きまして、第3の今後のスケジュールについて、ご説明お願いいたします。

事務局(堂蘭河川課長)

はい。今、お手元にお配りしましたけれど右上に資料の3でございますけども、今後のスケジュールを含めて、1枚紙にまとめてございます。冒頭から本日の現時点というこの点線までは資料1の方でご説明申し上げましたので、これから先の所につきましてご説明申し上げます。

まず本日頂きましたご意見を最終的には、岐阜県内の全ての公共事業に対して、事業評価監視委員会においてその事業の継続が望ましいか否かという、審議を頂いております。つきましては国の方の方針になってございますが、本日の結果を事業評価監視委員会にお諮りすると、そしてその意見を聞いた上で、県知事として対応方針を最終的に決定し、そして国土交通大臣へ検討結果を報告いたします。

国の方はこれを受け取りまして、国の方では別途有識者会議がございますので、だいたい受け取ってから1ヶ月以内には、この有識者会議にかかるようなことが最近は通例になっておりますけども、有識者会議に諮られて、1回ですむ場合もあれば、ものによってはですね、2回3回かかっているものもありますが、場合によってはそこから意見、いろいろ頂いた有識者の意見を踏まえて、県に対して再質問というような形で質問がくる場合もあります。そういうやりとりをしまして、国の有識者会議でこの検証が確かなものであったというお墨つきが得られれば最終的に国土交通大臣の決定をして、国による補助金の交付、国としての対応方針が決定する、というスケジュールになってございます。概ねのスケジュールとしてはですね、県から提出した後、だいたい数ヶ月で最終的な決定が出ているというのが、全国的な事例でして、83の事業の中のだいたい今3分の1ほどが国に提出されている様な状況ですけども、そのスケジュールに乗っかれば、今年度の残された期間の中で決定がなされて、県の方に通知があるのではないかと、この様な見込みでございます。

具体的な日にちについては、まだ未定でございますので入っておりませんが、概ねスケジュールは以上でございます。

淵上副知事

どうも、ありがとうございました。今のスケジュール案について、何かご質問ございますでしょうか。

藤田教授

じゃ。

淵上副知事

どうぞ。

藤田教授

現状83のうち3分の1程度というお話でしたけれども、おそらく混み具合によってですね、手続きに時間がですね、ずいぶん変化してくるんじゃないかなという、とそういう気がしています。早い頃は早いでしょうけれども、あといっぱいあの貯まってくると、どんどんズレていってしまうんじゃないかなと懸念は、ないとはいえないんじゃないかと感じている所でありませぬ。

堂園課長

よろしいでしょうか。なにぶん国の有識者会議の事情ですが、私の聞いている範囲ではですね、かなり経験値が上がってきたというか定型化されて来ているという風な事でございますね、むしろ事前のチェックの方が、非常に熟度が上がってまして、他のダムでこんな事を聞かれてるんでそこはしっかりやって下さいねというような、そこら辺は事前に国の方からも指示が出てましてですね、そういう2度手間にならない様な整理をした上での提出という意味では、貯まっている分のマイナス分と、中身がよく仕上がっているというという分のそのプラス分とですね、その両方があっての審査という事になります。

藤田教授

あっ、分かりました。よろしくお願い致します。

淵上副知事

他にございませんでしょうか。それでは、ない様でございますので、本日の議論を踏まえまして、県といたしましては、内ヶ谷ダム建設事業と河道改修事業を現行計画通り継続するとの対応方針案を岐阜県事業評価監視委員会に今後諮っていく事といたします。そして、今ほどありました様に、事業評価監視委員会の報告を受けまして、最終的な対応方針を決定して参りたいと考えております。

以上で本日の議事を終了させて頂きたいと思えます。以上、事務局お願いいたします。

堂園課長

はい、ありがとうございました。以上を持ちまして、第4回内ヶ谷ダム建設事業の関係地方団体からなる検討の場を終了させて頂きます。構成員の皆様には、昨年11月末から長期間にわたり熱心なご義論をいただき、誠にありがとうございました。

一同

どうもありがとうございました。